

## 地質調査業者登録規程の一部を改正する告示案について（概要）

### 1. 改正の背景

国土交通省では、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号。以下「登録規程」という。）に基づき、地質調査業者の登録を行っており、登録の要件として、一定の学歴及び実務経験を有する技術管理者等を置くことを求めている。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の新たな類型として、専門職大学（4年制）が制度化された。専門職大学は前期・後期に課程を区分（2年・2年又は3年・1年）することができ、前期課程を修了した者に対しては、文部科学大臣が定める学位（短期大学士相当）を授与することとされている。

一方、登録規程においては要件として大学（短期大学を含む。）の「卒業」が規定されており、卒業者ではない、専門職大学の前期課程の修了者は含まれていないことから、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成している専門職大学の前期課程の修了者も当該要件に含める必要がある。

### 2. 改正の概要

登録規程について、専門職大学の前期課程の修了を短期大学の卒業と同様に取り扱うための所要の措置を講じる。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成31年3月22日（予定）
施	行	平成31年4月1日（学校教育法の一部を改正する法律の施行の日）